

報道関係者各位

平成 27 年 11 月 27 日  
職業安定部職業対策課  
課長 東 昭宏  
課長補佐 前田 一彰  
地方障害者雇用担当官 浦 幸生  
☎059-226-2306

## 平成 27 年 障害者雇用状況の集計結果

### 三重県内の民間企業における 障害者実雇用率 1.97%

全国平均  
1.88%  
を上回る

三重労働局では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける平成 27 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め集計したものです。

平成25年

1.60% 最下位

平成26年

1.79% 33位

平成27年

1.97% 20位

2年連続  
大きく改善！

#### 【集計結果の主なポイント】（平成 27 年 6 月 1 日現在）

##### <民間企業>（法定雇用率 2.0%）

- ・実雇用率は 1.97% と 0.18 ポイント前年を上回った。【全国 20 位】（昨年は 33 位）
- ・雇用障害者数は、3,448.5 人（昨年は 3,077.5 人で、371.0 人 12.1% 増）
- ・法定雇用率達成企業の割合は 55.7% 【全国 18 位】（昨年は 21 位）

##### <公的機関>（同 2.3%、県教育委員会は 2.2%）

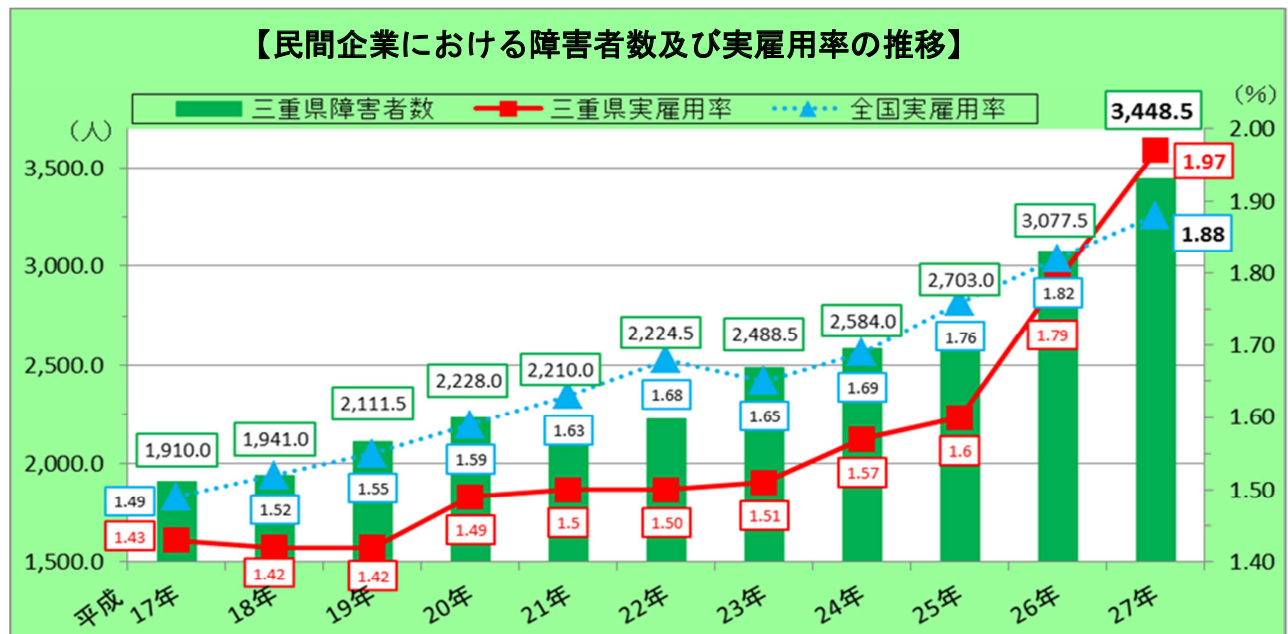
- ・県の機関；雇用障害者数 152.5 人、実雇用率 2.72%  
県の 4 機関（知事部局、病院事業庁、企業庁、議会事務局）は、いずれも法定雇用率を達成し、雇用障害者数、実雇用率ともに増加。
- ・市町等の機関；雇用障害者数 388.0 人、実雇用率 2.38%  
市町等の 41 対象機関全体で、実雇用率が前年を下回り、3 機関が法定雇用率未達成。
- ・県教育委員会；雇用障害者数 245.0 人、実雇用率 2.25%

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 1 民間企業における雇用状況

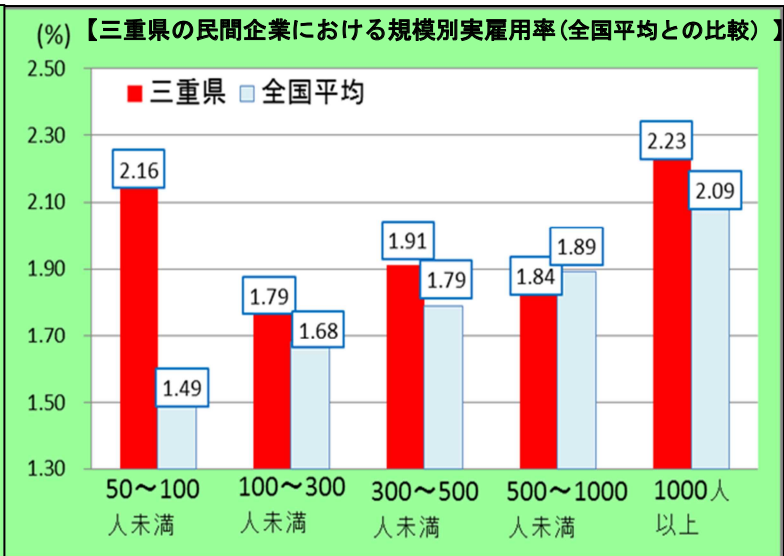
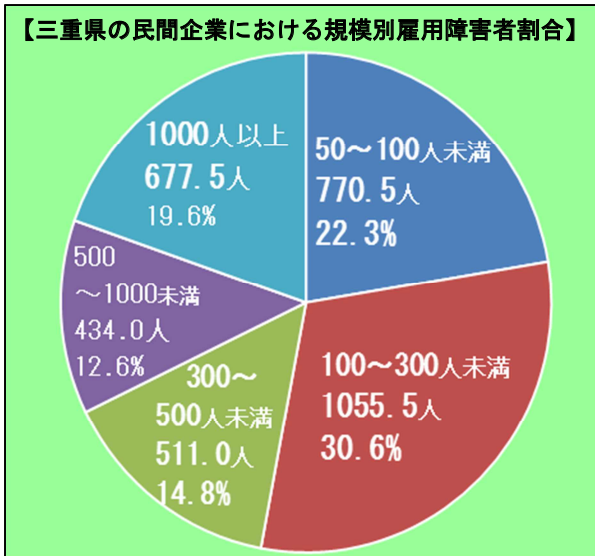
#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率〔P 7 第1表〕〔P 15 (1)②〕

- ・ 民間企業（三重県内に本社がある 50 人以上規模の企業：法定雇用率 2.0%）に雇用されている障害者の数は 3,448.5 人で、前年より 12.1%（371.0 人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 2,331.5 人（対前年比 7.4%増）、知的障害者は 744.0 人（同 14.5%増）、精神障害者は 373.0 人（同 45.4%増）であった。
- ・ 実雇用率は 1.97%（前年は 1.79%）、法定雇用率達成企業の割合は、55.7%（同 52.2%）であった。



#### ○ 企業規模別の状況〔P 7 第2表〕

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100 人未満規模企業が 770.5 人、100～300 人未満で 1,055.5 人、300～500 人未満で 511 人、500～1,000 人未満で 434 人、1,000 人以上で 677.5 人となり、全ての規模で、前年より上回った。
- ・ 実雇用率も、全ての規模で前年より上回り、企業全体の実雇用率 1.97%と比較すると、50～100 人未満規模企業（2.16%）、同 1,000 人以上（2.23%）については上回り、同 100～300 人未満（1.79%）、同 300～500 人未満（1.91%）、同 500～1,000 人未満（1.84%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50～100 人未満規模企業が 53.2%、100～300 人未満が 59.9%、300～500 人未満が 50.6%、500～1,000 人未満が 51.4%、1,000 人以上が 75.0%で、全ての規模で、前年を上回った。

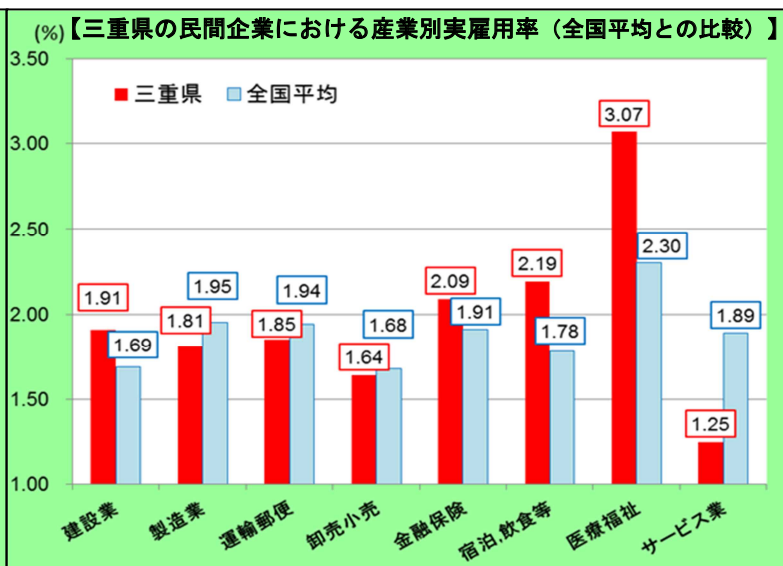
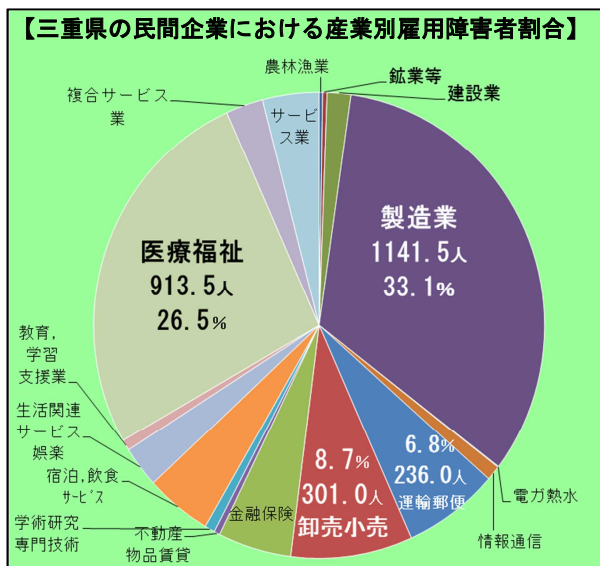


※注①・②

※注①・②

○ 産業別の状況 [P 8 第3表]

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「運輸・郵便業」などで多く、対前年比で「医療、福祉」は22.6%、「製造業」は4.8%増加した。
- 実雇用率では、「医療、福祉」(3.07%)、「宿泊、飲食サービス」(2.19%)、「金融保険」(2.09%)で、法定雇用率をクリアした。



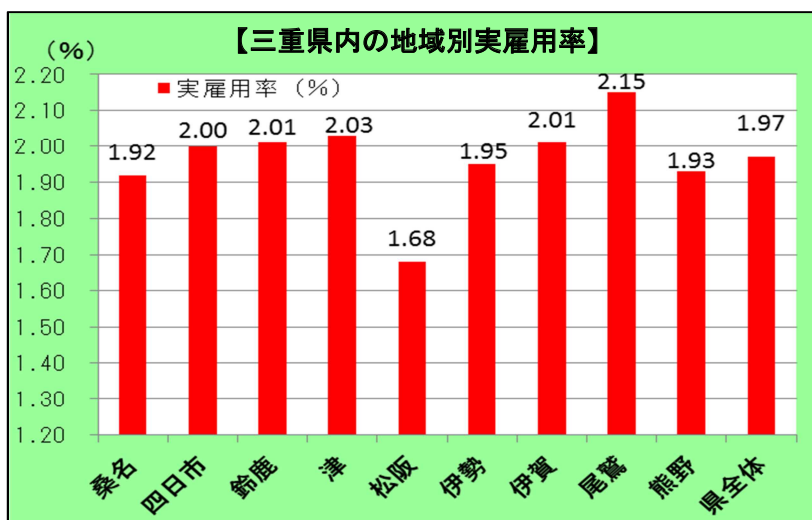
※注①・②

※注①・②

○ 地域別の状況 (ハローワーク管内別)

- 地域別にみると、報告対象企業数は、四日市で250件、津で196件と両地域で全体の44.0%を占めている。
- 雇用されている障害者の数は、四日市で1,030.5人、津で745.0人と両地域で全体の51.5%を占めている。

- ・実雇用率は、桑名(1.92%)、四日市(2.00%)、鈴鹿(2.01%)、津(2.03%)、松阪(1.68%)、伊勢(1.95%)、伊賀(2.01%)、尾鷲(2.15%)、熊野(1.93%)で、桑名、松阪、伊勢、熊野が県下の平均及び法定雇用率を下回った。



※注①・②

【三重県の民間企業における地域別の障害者雇用状況】

	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	県内全体
対象事業所数(件)	120	250	111	196	115	113	74	16	19	1,014
算定基礎となる労働者数(人)	21,620.0	51,425.5	17,791.5	36,670.0	16,882.5	15,780.5	11,019.5	2,165.0	2,102.0	175,456.5
障害者数(人)	415.5	1030.5	357.0	745.0	283.0	308.5	222.0	46.5	40.5	3,448.5
雇用率(%)	1.92	2.00	2.01	2.03	1.68	1.95	2.01	2.15	1.93	1.97

※注①・②

○ 法定雇用率未達成企業の状況 [P16(2)表]

- ・平成27年の法定雇用率未達成企業は449社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が73.5%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、58.4%となっている。

注①：雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年度は50人以上規模の企業)についての集計である。

注②：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで：身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)  
 重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降：身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)  
 重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降：身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)  
 重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
 知的障害者である短時間労働者(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
 精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

## 2 公的機関における在職状況

### (1) 県の機関（法定雇用率 2.3%）〔P 9 第4表〕

県の機関（知事部局、病院事業庁、企業庁、議会事務局）に在職している障害者の数は 152.2 人で、実雇用率は 2.72%と、前年に比べ 0.07 ポイント上回った。4 機関のうち全てで達成。

### (2) 市町の機関（法定雇用率 2.3%）〔P10 第5表〕

県内の市町等の 41 機関（市町 29、市町教育委員会 6、公営企業 4、地方公共団体の組合 2）に在職している障害者数は 388 人で、実雇用率は 2.38%と、前年に比べ 0.02 ポイント上回った。41 機関のうち 3 機関が未達成。（前年は 41 機関中 4 機関が未達成）

#### 【未達成の機関】

亀山市、木曾岬町、市立伊勢総合病院

### (3) 三重県教育委員会（法定雇用率 2.2%）〔P 9 第4表〕

三重県教育委員会に在職している障害者数は 245 人で、前年より 4 人減少し、実雇用率 2.25%と、前年に比べ 0.03 ポイント減少した。

## 3 今後の取組み

三重労働局は、県内の障害者実雇用率を改善するため、三重県と連携した取組みを行う。「障害者雇用率改善プラン 2016 -三重県の障害者雇用率向上のための取組について-」〔P 6〕

## 障害者雇用率改善プラン 2016

－三重県の障害者雇用率向上のための取組について－

三重労働局と三重県が強力に連携し、平成 30 年 4 月の精神障害者の雇用義務化に伴う法定雇用率の見直しに早期に対応するため、平成 28 年 6 月 1 日現在の民間企業における障害者実雇用率が 2.2%となることを目標に、次の取組を行います。

### 1 三重労働局と三重県との連携強化による取組

#### (1) 県民総参加による障がい者雇用の推進

- 企業、労働、福祉、教育等多様な分野の関係者で構成する「三重県障がい者雇用推進協議会」において、様々な意見をいただきながら、県民総参加の取組を促進します。
- ステップアップカフェ「Cotti 菜」を活用し、障がい者の一般就労への支援に加えて、障がい者を支える地域全体のステップアップを図っていく取組を進めます。
- 「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」における、企業見学会等の活動を通じて、企業間の主体的な取組を支援し、企業での障がい者雇用につなげます。

#### (2) 県内企業に対する雇用支援等の強化

- 三重労働局と三重県は、法定雇用義務のある企業を主な対象とした、障害者就職面接会等の雇用支援や、セミナー等による、障がい者雇用の意識醸成、職場定着支援、人材育成支援について、連携した取組を強化します。
- 三重労働局と三重県は、連絡会議を開催し、障がい者雇用に係る情報の共有や課題の把握・分析を行うとともに、雇用率改善のための効果的な支援策を検討します。

#### (3) 県民カビジョン、みえ障がい者共生社会づくりプランにおける取組

- 現在策定中の「みえ県民カビジョン」第二次行動計画(仮称)及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、関係機関と連携した取組を強化します。

### 2 三重労働局とハローワークの取組

#### (1) 三重労働局とハローワークの雇用率達成指導の強化

三重労働局とハローワークは、全ての雇用率未達成企業に対して訪問指導を実施し、阻害要因の把握に努め、採用に向けた提案を行い、可能な限り多くの企業が法定雇用率を達成できるよう指導・援助を行うこととします。

特に、地域に影響のある企業等に対しては、県・市町と合同で訪問指導を行います。

#### (2) 職場定着支援の強化

ハローワークは、障がい者が職業生活に適応できるよう障害者職業センターや地域の障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した支援を推進します。また、平成 30 年 4 月 1 日の精神障害者の雇用義務化をふまえ、精神障がい者の職場定着を視野に入れた適格な職業紹介を推進します。

#### (3) 精神障害者が雇用義務化される平成 30 年 4 月に向け、雇用率未達成企業及び雇用率が未達成となる見込みの企業に対し障害者採用計画の前倒し等、積極的な雇用に取り組むよう周知・啓発を行います。

#### (4) 平成 28 年 4 月施行となる雇用の分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務等について、労働局・ハローワークは、様々な機会を通じて周知・啓発に努めることとします。

平成 27 年 11 月 27 日

三重労働局長 川口 達三

三重県知事 鈴木 英敬

(第1表) 民間企業における障害者の雇用状況

(平成27年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
	企業	人	人	人	人	人	%	%
一般の民間企業 〔2.0%〕	1,014	175,456.5	700.0	1,722.0	653.0	3,448.5	1.97	55.7
	(999)	(172,295.5)	(638.0)	(1,569.0)	(465.0)	(3,077.5)	(1.79)	(52.2)
特殊法人等 〔2.3%〕	5	3,258.0	21.0	26.0	4.0	70.0	2.15	40.0
	(5)	(3,185.0)	(19.0)	(27.0)	(4.0)	(67.0)	(2.10)	(40.0)

注)1 常用労働者とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注)2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者と精神障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)

については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者

の数が含まれている。C欄の「短時間障害者」には身体・知的・精神障害者である短時間労働者1人の数を0.5としてカウントしている。

注)3 ( )内は、平成26年6月1日現在の数値である。

(第2表) 一般民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成27年6月1日現在)

事項 規模別	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
人	企業	人	人	人	人	人	%	%
50~100人未満	509	35,589.0	113	376	337.0	770.5	2.16	53.2
	(494)	(34,348.0)	(88)	(346)	(221.0)	(632.5)	(1.84)	(52.8)
100~300人未満	377	59,122.0	196	584	159.0	1,055.5	1.79	59.9
	(380)	(59,105.5)	(203)	(502)	(110.0)	(963.0)	(1.63)	(51.6)
300~500人未満	79	26,818.5	111	264	50.0	511.0	1.91	50.6
	(80)	(27,605.0)	(103)	(252)	(52.0)	(484.0)	(1.75)	(48.8)
500~1000人未満	37	23,569.0	107	197	46.0	434.0	1.84	51.4
	(34)	(22,060.0)	(90)	(202)	(38.0)	(401.0)	(1.82)	(50.0)
1000人以上	12	30,358.0	173	301	61.0	677.5	2.23	75.0
	(11)	(29,177.0)	(154)	(267)	(44.0)	(597.0)	(2.05)	(72.7)
計	1,014	175,456.5	700	1,722	653.0	3,448.5	1.97	55.7
	(999)	(172,295.5)	(638)	(1,569)	(465.0)	(3,077.5)	(1.79)	(52.2)

注)第1表と同じ

(第3表) 一般民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成27年6月1日現在)

事項 産業別	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成 企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者 以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C× 0.5)		
農、林業、漁業	5 (4)	506.0 (439.5)	1 (1)	6 (4)	1.0 (1.0)	8.5 (6.5)	1.68 (1.48)	60.0 (50.0)
鉱業、採石業、砂利 採取業	4 (3)	702.5 (600.0)	3 (2)	5 (6)	0.0 (0.0)	11.0 (10.0)	1.57 (1.67)	50.0 (33.3)
建設業	33 (32)	3,057.0 (2,912.0)	14 (12)	29 (26)	3.0 (3.0)	58.5 (51.5)	1.91 (1.77)	66.7 (56.3)
製造業	333 (327)	63,179.0 (62,379.5)	271 (255)	573 (550)	53.0 (59.0)	1,141.5 (1,089.5)	1.81 (1.75)	55.9 (54.7)
食料品・たばこ	55 (56)	9,687.0 (9,725.5)	38 (35)	101 (95)	17.0 (14.0)	185.5 (172.0)	1.91 (1.77)	63.6 (58.9)
繊維	5 (4)	451.0 (330.0)	1 (1)	5 (5)	1.0 (1.0)	7.5 (7.5)	1.66 (2.27)	80.0 (100.0)
木材・家具	1 (4)	67.0 (390.0)	0 (0)	0 (4)	0.0 (1.0)	0.0 (4.5)	0.00 (1.15)	0.0 (25.0)
パルプ・紙・印刷	5 (7)	553.0 (730.0)	3 (7)	1 (6)	0.0 (0.0)	7.0 (20.0)	1.27 (2.74)	20.0 (57.1)
化学工業	36 (34)	5,504.0 (5,717.5)	13 (9)	49 (53)	2.0 (5.0)	76.0 (73.5)	1.38 (1.29)	41.7 (44.1)
窯業・土石	14 (14)	2,049.0 (2,099.5)	10 (10)	16 (16)	1.0 (2.0)	36.5 (37.0)	1.78 (1.76)	64.3 (64.3)
鉄鋼	3 (4)	366.0 (429.0)	1 (1)	5 (4)	0.0 (0.0)	7.0 (6.0)	1.91 (1.40)	100.0 (50.0)
非鉄金属	8 (6)	671.0 (446.5)	3 (1)	4 (2)	0.0 (1.0)	10.0 (4.5)	1.49 (1.01)	50.0 (33.3)
金属製品	36 (35)	3,846.5 (3,839.5)	19 (17)	41 (39)	2.0 (2.0)	80.0 (74.0)	2.08 (1.93)	69.4 (62.9)
電気機械	48 (45)	20,865.0 (19,806.5)	116 (108)	188 (170)	13.0 (19.0)	426.5 (395.5)	2.04 (2.00)	62.5 (60.0)
その他機械	93 (88)	14,674.0 (14,213.0)	54 (54)	114 (117)	14.0 (10.0)	229.0 (230.0)	1.56 (1.62)	49.5 (54.5)
その他	29 (30)	4,445.5 (4,652.5)	13 (12)	49 (39)	3.0 (4.0)	76.5 (65.0)	1.72 (1.40)	48.3 (40.0)
電気・ガス・熱供給	2 (2)	225.0 (236.0)	0 (0)	2 (1)	0.0 (0.0)	2.0 (1.0)	0.89 (0.42)	50.0 (0.0)
情報通信業	15 (16)	2,574.0 (2,624.0)	10 (7)	15 (16)	1.0 (2.0)	35.5 (31.0)	1.38 (1.18)	46.7 (37.5)
運輸業、郵便業	82 (84)	12,759.5 (12,839.5)	46 (41)	131 (133)	26.0 (25.0)	236.0 (227.5)	1.85 (1.77)	67.1 (56.0)
卸売業、小売業	110 (118)	18,341.5 (18,580.0)	57 (56)	159 (144)	56.0 (42.0)	301.0 (277.0)	1.64 (1.49)	48.2 (39.0)
金融業、保険業	11 (11)	8,679.0 (8,571.0)	39 (30)	89 (82)	29.0 (21.0)	181.5 (152.5)	2.09 (1.78)	63.6 (54.5)
不動産業、物品買 賃業	7 (8)	1,193.5 (1,218.5)	4 (3)	5 (4)	3.0 (2.0)	14.5 (11.0)	1.21 (0.90)	42.9 (37.5)
学術研究、専門・技 術サービス業	14 (12)	1,872.0 (1,636.0)	6 (4)	10 (12)	6.0 (6.0)	25.0 (23.0)	1.34 (1.41)	28.6 (66.7)
宿泊業、飲食サー ビス業	28 (24)	7,476.5 (7,200.0)	37 (33)	73 (56)	33.0 (36.0)	163.5 (140.0)	2.19 (1.94)	60.7 (54.2)
生活関連サービ ス業、娯楽業	28 (29)	5,837.0 (6,281.0)	25 (25)	42 (48)	14.0 (11.0)	99.0 (103.5)	1.70 (1.65)	32.1 (37.9)
教育、学習支援業	19 (18)	2,468.0 (2,331.5)	3 (5)	17 (14)	6.0 (2.0)	26.0 (25.0)	1.05 (1.07)	31.6 (27.8)
医療、福祉	196 (195)	29,710.5 (29,238.0)	141 (127)	432 (372)	399.0 (238.0)	913.5 (745.0)	3.07 (2.55)	70.9 (64.6)
複合サービス事業	17 (16)	5,721.5 (4,729.5)	20 (15)	49 (36)	6.0 (4.0)	92.0 (68.0)	1.61 (1.44)	35.3 (43.8)
サービス業	110 (100)	11,154.0 (10,479.5)	23 (22)	85 (65)	17.0 (13.0)	139.5 (115.5)	1.25 (1.10)	40.9 (43.0)
計	1,014 (999)	175,456.5 (172,295.5)	700 (638)	1,722 (1,569)	653.0 (465.0)	3,448.5 (3,077.5)	1.97 (1.79)	55.7 (52.2)

注) 第1表と同じ



## (第4表)

## 三重県の障害者雇用状況（法定雇用率2.3%）

（平成27年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県知事部局	5,233.0	138.5	2.65		
三重県病院事業庁	182.0	8.0	4.40		
三重県企業庁	139.0	4.0	2.88		
三重県議会事務局	53.0	2.0	3.77		
計	5,607.0	152.5	2.72		

## 三重県警察の障害者雇用状況（法定雇用率2.3%）

（平成27年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県警察	387.0	9.0	2.33		

## 三重県教育委員会の障害者雇用状況（法定雇用率2.2%）

（平成27年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県教育委員会	10,887.5	245.0	2.25		

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## (第5表)

## 三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況(法定雇用率2.3%)

(平成27年6月1日現在)

市	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
桑名市	980.0	25.5	2.60		注4.特例認定あり
いなべ市	416.0	10.0	2.40		
四日市市	1,712.0	42.5	2.48		注4.特例認定あり
鈴鹿市	1,593.0	38.0	2.39		注4.特例認定あり
亀山市	413.0	8.0	1.94	1.0	現在不足数解消
伊賀市	868.5	20.5	2.36		
名張市	524.5	12.5	2.38		
津市	2,198.0	50.0	2.27		注4.特例認定あり
松阪市	1,682.0	39.5	2.35		注4.特例認定あり
伊勢市	709.0	17.0	2.40		
鳥羽市	248.0	5.0	2.02		
志摩市	612.0	15.0	2.45		注4.特例認定あり
尾鷲市	307.0	9.0	2.93		
熊野市	188.0	5.0	2.66		
計	12,451.0	297.5	2.39	1.0	

町	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
木曾岬町	81.5	0.0	0.00	1.0	
東員町	154.0	4.0	2.60		
菰野町	246.5	5.0	2.03		
朝日町	120.0	3.0	2.50		
川越町	82.0	2.0	2.44		
明和町	131.0	3.0	2.29		
多気町	126.0	3.0	2.38		
玉城町	140.0	3.0	2.14		
度会町	72.0	2.0	2.78		
南伊勢町	245.5	6.0	2.44		
大紀町	154.0	5.0	3.25		
大台町	132.0	3.0	2.27		
紀北町	179.0	5.0	2.79		
御浜町	122.0	2.0	1.64		
紀宝町	98.0	3.0	3.06		
計	2,083.5	49.0	2.35	1.0	

市町の関係機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
四日市市上下水道局	196.5	6.5	3.31		
伊賀市水道部	44.0	1.0	2.27		
市立伊勢総合病院	251.0	4.0	1.59	1.0	現在不足数解消
市立四日市病院	364.0	9.0	2.00		
四日市港管理組合	104.0	2.0	1.92		
紀南病院組合	214.0	5.0	2.34		
計	1,173.5	27.5	2.34	1.0	

市町等計	15,708.0	374.0	2.38	3.0	
------	----------	-------	------	-----	--

教育委員会	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
いなべ市教育委員会	128.5	4.0	3.11		
亀山市教育委員会	55.0	1.0	1.82		
伊賀市教育委員会	117.0	4.0	3.42		
名張市教育委員会	80.5	2.0	2.48		
伊勢市教育委員会	110.0	2.0	1.82		
尾鷲市教育委員会	82.0	1.0	1.22		
計	573.0	14.0	2.44	0.0	

総計	16,281.0	388.0	2.38	3.0	
----	----------	-------	------	-----	--

地方独立行政法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
桑名市総合医療センター	565.0	10.5	1.86	2.5	現在不足数解消
三重県立看護大学	51.5	1.0	1.94		
三重県土地開発公社	50.0	0.0	0.00	1.0	
三重県立総合医療センター	487.5	9.0	1.85	2.0	

国立大学法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重大学	2,104.0	49.5	2.35		

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。(当表において、0.0人は空白)
- 4 特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ①四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。
- ②津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。
- ③桑名市は、平成21年5月29日付けで桑名市教育委員会及び桑名市水道部と特例認定を受けている。
- ④志摩市は、平成22年5月25日付けで志摩市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑤松阪市は、平成24年4月13日付けで松阪市教育委員会及び松阪市水道部と特例認定を受けている。
- ⑥鈴鹿市は、平成26年5月12日付けで鈴鹿市教育委員会及び鈴鹿市水道局と特例認定を受けている。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |   |                |  |         |       |      |              |  |  |       |       |      |   |  |  |
|---|----------------|--|---------|-------|------|--------------|--|--|-------|-------|------|---|--|--|
| ○ 民間企業                                  | ………            | <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding-left: 10px;">……………</td> <td style="padding-left: 10px;">2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(50人以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding-left: 10px;">……………</td> <td style="padding-left: 10px;">2.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br/>独立行政法人、国立大学法人等〕</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 2.0% | (50人以上規模の企業) |  |  | 特殊法人等 | …………… | 2.3% | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |  |  |
| 一般の民間企業                                 | ……………          | 2.0%   |         |       |      |              |  |  |       |       |      |   |  |  |
| (50人以上規模の企業)                            |                |  |         |       |      |              |  |  |       |       |      |   |  |  |
| 特殊法人等                                   | ……………          | 2.3%   |         |       |      |              |  |  |       |       |      |   |  |  |
| 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |                |  |         |       |      |              |  |  |       |       |      |   |  |  |
| ○ 国、地方公共団体                              | ……………          | 2.3%   |         |       |      |              |  |  |       |       |      |   |  |  |
|   | (43.5人以上規模の機関) |  |         |       |      |              |  |  |       |       |      |   |  |  |
| ○ 都道府県等の教育委員会                           | ……………          | 2.2%   |         |       |      |              |  |  |       |       |      |   |  |  |
|   | (45.5人以上規模の機関) |  |         |       |      |              |  |  |       |       |      |   |  |  |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

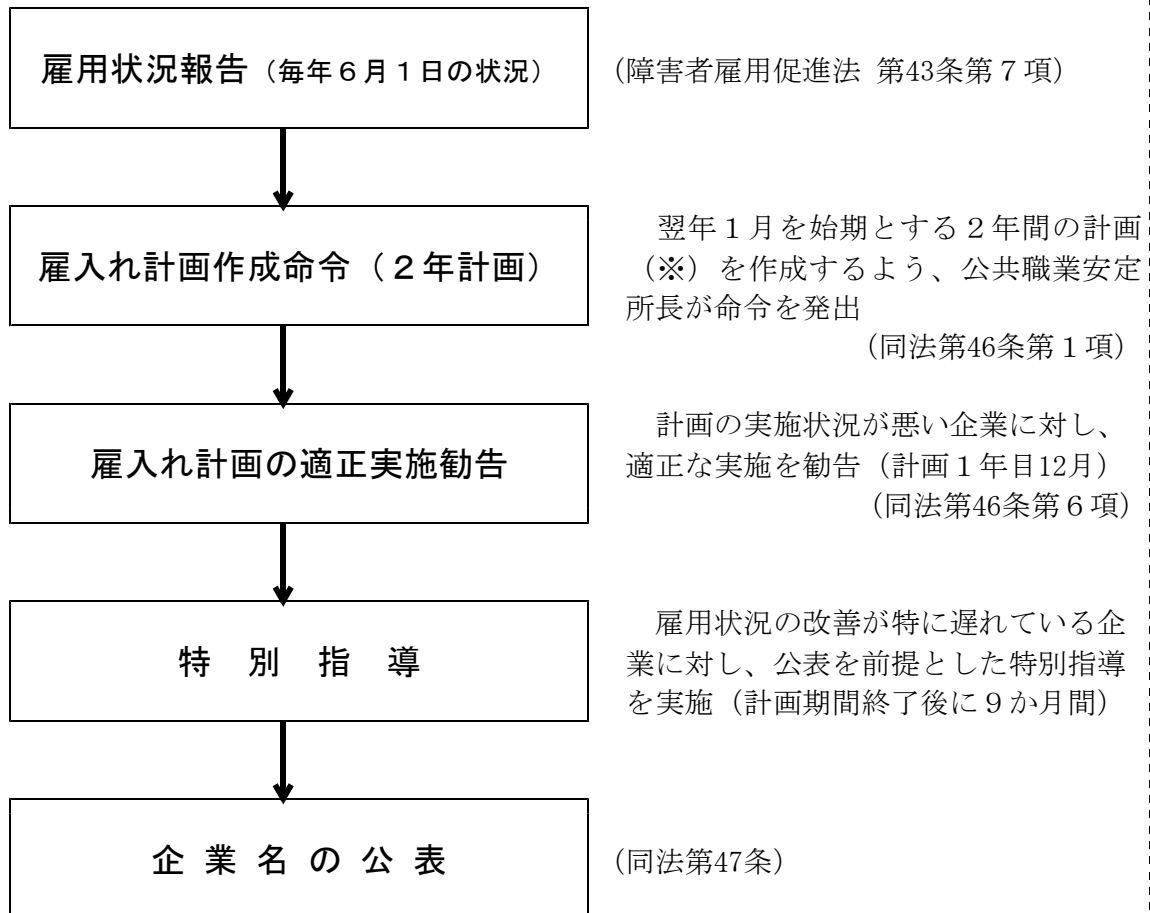
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定され、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となった。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### [指導実績]

- 平成26年度の実績
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の発出 452社 (三重 4社)
  - \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 154社 (三重 0社)
  - \* 「特別指導」の実施 67社 (三重 1社)
- 雇入れ計画を実施中の企業 640社 (三重 5社)  
(26年度)
- 企業名の公表
  - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
  - 18年度 2社、19年度 3社 (うち1社は再公表)、20年度 4社、
  - 21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)
  - 23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社
  - 26年度 8社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

## 平成27年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### <目次>

#### 1 三重県の民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

- (1) 概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- (2) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数・・・・・・・・16
- (3) 都道府県別の実雇用率等の状況・・・・・・・・・・・・17
- (4) 特例子会社の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

#### 2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

- (1) 県の機関（法定雇用率2.3%）・・・・・・・・・・・・19
- (2) 市町の機関（法定雇用率2.3%）・・・・・・・・・・・・20
- (3) 県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）・・・・・・・・21

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数 ( 999 )	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 A. 重度身体障害者及び知的障害者 B. 重度身体障害者及び知的障害者 C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者 D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者 E. 計 A×2+B+C+D×0.5	③ 障害者の数		④ 実雇用率 E÷②×100 %	⑤ 法定雇用率達成企業の数 企業 565	⑥ 法定雇用率達成企業の割合 %			
			人	人				人	人	
民間企業	1,014 ( 999 )	175,456.5 ( 172,295.5 )	700 ( 638 )	223 ( 192 )	1,499 ( 1,377 )	653 ( 465 )	3,448.5 ( 3,077.5 )	1.97 ( 1.79 )	565 ( 521 )	55.7 ( 52.2 )

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
	人	人	人	人	a. 重度身体障害者 b. 身体障害者 c. 重度以外の身体障害者 d. 重度以外の身体障害者 e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者 b. 知的障害者 c. 重度以外の知的障害者 d. 重度以外の知的障害者 e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者 d. 精神障害者である短時間労働者 e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	人	人	人	人	人	人	
民間企業	3,448.5 ( 3,077.5 )	554 ( 512 )	159 ( 141 )	941 ( 901 )	247 ( 211 )	2,331.5 ( 2,171.5 )	271.5 ( 236.5 )	146 ( 126 )	64 ( 51 )	312 ( 288 )	152 ( 117 )	744.0 ( 649.5 )	141.0 ( 128.0 )	246 ( 188 )	254 ( 137 )	373.0 ( 256.5 )	140.5 ( 77.5 )

### [1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ( )内は平成26年6月1日現在の数値である。

### [1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注6 ( )内は平成26年6月1日現在の数値である。

## (2) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人 以上	
規模計	449 (100.0%)	330 (73.5%)	70 (15.6%)	25 (5.6%)	15 (3.3%)	9 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	262 (58.4%)
50～100人未済	238 (100.0%)	238 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	222 (93.3%)
100～300人未済	151 (100.0%)	74 (49.0%)	56 (37.1%)	16 (10.6%)	4 (2.6%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (26.5%)
300～500人未済	39 (100.0%)	13 (33.3%)	11 (28.2%)	6 (15.4%)	7 (17.9%)	2 (5.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1000人未済	18 (100.0%)	4 (22.2%)	3 (16.7%)	3 (16.7%)	3 (16.7%)	5 (27.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。



### (3) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	1.88	0.06	47.2	2.5	41,485 / 87,935
北海道	1.95	0.05	49.9	2.3	1,602 / 3,209
青森	1.89	0.06	51.5	4.3	454 / 881
岩手	1.99	0.06	54.1	1.2	499 / 923
宮城	1.79	0.05	46.6	0.9	648 / 1,392
秋田	1.84	0.07	57.5	2.4	393 / 683
山形	1.93	0.05	53.4	1.8	461 / 864
福島	1.84	0.08	50.5	2.6	661 / 1,308
茨城	1.83	0.08	53.1	2.9	750 / 1,413
栃木	1.82	0.06	55.1	4.0	594 / 1,079
群馬	1.80	0.01	52.3	0.7	697 / 1,333
埼玉	1.86	0.06	45.8	2.1	1,290 / 2,815
千葉	1.82	0.05	49.0	1.5	1,049 / 2,139
東京	1.81	0.04	32.1	1.8	5,789 / 18,013
神奈川	1.82	0.07	44.0	2.4	1,862 / 4,233
新潟	1.85	0.10	54.4	4.6	927 / 1,705
富山	1.91	0.06	56.2	1.5	540 / 961
石川	1.86	0.04	54.3	2.5	506 / 932
福井	2.32	0.06	53.2	△ 0.3	346 / 650
山梨	1.83	0.04	55.8	4.3	307 / 550
長野	1.98	0.02	59.5	2.3	889 / 1,493
岐阜	1.89	0.10	55.0	4.0	757 / 1,377
静岡	1.86	0.06	49.4	1.8	1,299 / 2,630
愛知	1.81	0.07	45.4	3.5	2,515 / 5,544
三重	1.97	0.18	55.7	3.5	565 / 1,014
滋賀	1.98	0.11	59.1	4.2	439 / 743
京都	1.97	0.02	49.7	2.3	835 / 1,680
大阪	1.84	0.03	44.0	1.4	3,137 / 7,132
兵庫	1.97	0.07	51.8	2.7	1,591 / 3,069
奈良	2.40	0.18	58.6	2.4	307 / 524
和歌山	2.16	0.10	61.7	4.7	330 / 535
鳥取	1.99	0.11	54.8	4.2	233 / 425
島根	2.13	0.11	64.6	3.0	338 / 523
岡山	2.29	0.13	51.3	1.3	680 / 1,326
広島	1.95	0.05	47.3	2.2	986 / 2,086
山口	2.51	0.05	54.8	2.3	459 / 837
徳島	2.04	0.14	64.2	6.7	269 / 419
香川	1.88	0.00	55.7	△ 0.8	434 / 779
愛媛	1.82	0.08	48.6	1.6	443 / 911
高知	2.14	0.10	61.1	6.6	288 / 471
福岡	1.88	0.08	50.2	4.0	1,662 / 3,310
佐賀	2.37	0.10	71.3	4.9	381 / 534
長崎	2.14	△ 0.01	57.4	1.7	534 / 930
熊本	2.19	0.05	56.3	3.6	637 / 1,131
大分	2.43	0.15	58.7	3.3	437 / 744
宮崎	2.24	0.09	68.6	5.2	498 / 726
鹿児島	2.09	0.07	59.0	1.2	642 / 1,088
沖縄	2.29	0.14	60.3	4.5	525 / 871

## (4) 特例子会社の状況

### ① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者に精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
民間企業	3 ( 3 )	63.0 ( 46.0 )	人 22 ( 15 )	人 0 ( 0 )	人 30 ( 28 )	人 1 ( 0 )	人 74.5 ( 58.0 )

注 1(1)①の表と同じ  
※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. 重度知的障害者	g. 重度知的障害者である短時間労働者	h. 重度以外の知的障害者	i. 計 $f \times 2 + g + h$	j. 精神障害者	k. 精神障害者である短時間労働者	l. 計 $j + k$
民間企業	74.5 ( 58.0 )	人 3 ( 2 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 6.0 ( 4.0 )	人 19 ( 13 )	人 0 ( 0 )	人 17 ( 17 )	人 0 ( 0 )	人 13 ( 11 )	人 0 ( 0 )	人 13.5 ( 11.0 )

注 1(1)①の表と同じ  
※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎特例子会社制度とは、障害者の雇用機会の確保(法定雇用率=2.0%)は個々の事業主(企業)ごとに義務づけられている。障害者雇用率制度においては、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できている。

## 2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

### (1) 県の機関 (法定雇用率2.3%)

#### ① 概況

区分	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数		③ 障害者の数		④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	A. 重度身体障害者及知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分		
県の機関	47 (46)	0 (0)	58 (57)	0 (0)	152.0 (149.0)	7.0 (6.0)	4 (4)	100.0 (100.0)
	機関	機関	機関	機関	%	%	機関	%

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	精神障害者	e. 計 c+d×0.5
県の機関	152.5 (149.0)	47 (46)	51 (51)	0 (0)	145.0 (143.0)	5.0 (5.0)	0 (0)	3 (3)
	人	人	人	人	人	人	人	人

#### [2(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注4 F欄の「うち新規雇用分」は平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ( )内は平成26年6月1日現在の数値である。

#### [2(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ( )内は平成26年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から表雇用率に算定されることとなった。

注4 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注6 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

## (2) 市町の機関(法定雇用率2.3%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数		③ 障害者の数			④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$			
市町の機関	41 ( 41 )	98 ( 96 )	3 ( 1 )	182 ( 186 )	14 ( 8 )	388.0 ( 383.0 )	2.38 ( 2.36 )	38 ( 37 )	92.7 ( 90.2 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数					
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
市町の機関	97 ( 95 )	3 ( 1 )	153 ( 156 )	10 ( 6 )	355.0 ( 350.0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	14 ( 15 )	1 ( 0 )	16.5 ( 17.0 )	15 ( 15 )	3 ( 2 )	16.5 ( 16.0 )	2.5 ( 7.5 )

注 2(1)②の表と同じ

### (3) 県教育委員会の状況 (法定雇用率2.2%)

① 概況

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数					③ 美雇用率 $E \div ① \times 100$	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$		F. うち新規雇用分
県教育委員会	10,887.5 ( 10,897.0 )	64 ( 63 )	1 ( 3 )	110 ( 102 )	12 ( 9 )	245.0 ( 225.5 )	10.5 ( 20.5 )	2.25 ( 2.07 )

注 2(1)①の表と同じ